



今月の特集

1. 地域別最低賃金の改定額が答申される
2. 労災保険「アフターケア」制度について
3. 通勤災害の落とし穴「逸脱・中断」とは

1. 地域別最低賃金の改定額が答申される

厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会において、今年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられたのを受け、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が平成 29 年度の地域別最低賃金の改定額について答申しました。

改定のポイント

- 改定額の全国加重平均額は 848 円（昨年度の 823 円に比べ 25 円増）
- 全国加重平均額 25 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降、昨年度と並んで最大の引き上げ
- 最高額（東京 958 円）に対する最低額（高知県等 8 県 737 円）の比率は 76.9%—昨年度から 3 年連続の改善）

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、9 月 30 日から 10 月中旬までに順次発行されることとなります。

2. 労災保険「アフターケア」制度について

業務上の災害や通勤時の災害によってケガや病気にかかった方が、その後ケガや病気が治った若しくは症状が固定した（治療をしてもそれ以上改善ができない状態）後において、再発や後遺障害による新たな疾病等にかかることを防止するため、必要に応じて、診察、保健指導、検査などを無料で受けられる制度になります。

(1) 手続き

アフターケアを受けるためには、勤務されている事業所を管轄する都道府県労働局に「健康管理手帳交付申請書※」を提出し申請を行います。

※申請書は都道府県労働局、労働基準監督署にあります。

(2) 受診

申請が認められると、都道府県労働局より「健康管理手帳」が交付され、労災保険指定医療機関において、診察、保健指導、検査などが無料で受けられます。なお、受診の際は都度「健康管理手帳」を提示し、受診結果を記入してもらう必要があるため、持参しないと受診することができません。

なお、アフターケアの対象となるケガや病気は「せき髄損傷」「白内障等の眼疾患」「人工関節・人工骨頭置換」など 20 傷病に限られていること。また、それぞれの症状により健康管理手帳の有効期限が交付日から起算して 2 年間若しくは 3 年間と異なること、更新による再交付ができるもの、できないものがあります。

詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にご相談頂くか、厚生労働省の HP をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/090325-1.html>

3. 通勤災害の落とし穴「逸脱・中断」とは

(1) 通勤の定義

通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

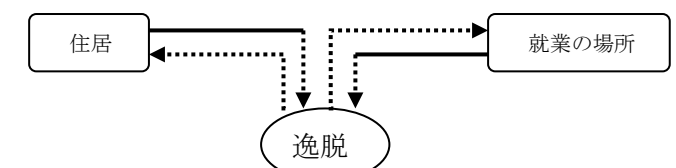
- ① 住居と就業の場所との間の往復
- ② 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③ ①に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る）。（労災法 7 条 2 項）

しかし、普段においては、会社帰りに同僚とお酒を飲みに行く、帰宅途中のスーパーに寄って夕飯のおかずを買って帰るなどと言った行為はよく行なわれていることです。その様な場合において、通勤途上で被災した場合でも労災給付を受けることができるのでしょうか。

実は、次の労災法 7 条 3 項において、以下のよう述べています。

(2) 逸脱・中断

労働者が、移動の経路を逸脱し、又は移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動は、通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。（労災法 7 条 3 項）



—— 通勤と認められる
----- 通勤と認められない

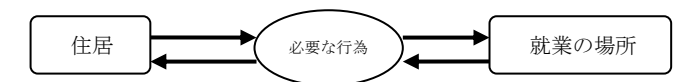


合理的な移動の経路を逸脱し、又は移動を中断した場合においては、その後の移動については（合理的な経路に戻った場合でも）原則として通勤と認められません。そのため、通勤と認められない経路において被災した場合は、原則として労災給付を受けることができません。

ただし、例外的に日常生活上必要な行為として、

- 日用品の購入その他これに準ずる行為
- 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

など、厚生労働省令で定める行為（労災法 8 条）は必要な行為の間を除き、前後の移動を通勤と認めます。



—— 通勤と認められる

また、「ささいな行為」として、

- 通道の近くにある公衆便所を使用する。
- 駅の売店で飲み物を買って飲む。

などの場合については、その、「ささいな行為」の間も通勤と認めます。

このようなことから、被災時の状況によっては通勤災害と認められず、労災給付を受けることができないこともありますので、ご注意ください。



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 5 階
Tel: (03) 6831-3310